

トマス・チャーマーズによる救貧思想の実践

－ グラスゴー、セント・ジョン教区における私的慈善の試み －

石田好治

- ・はじめに
- ・本研究の分析枠組み
- ・セント・ジョン教区における実験の内容
- 1. 実験の成果
- 2. 救貧申請の認可基準と管理方法
- 3. 実験の意義と評価
- ・むすびにかえて

・はじめに

小論は、19世紀初期英国のキリスト教政治経済学者（Christian political economist）であるトマス・チャーマーズ（Thomas Chalmers）による救貧思想の実践を検証する。とりわけ、チャーマーズがスコットランドのグラスゴー市、セント・ジョン教区（St. John's parish）において展開した、私的慈善の実験をとりあげる。チャーマーズの著したテキストに基づき同実験の具体的方法を検証した上で、その意義について一解釈を提起したい。本論に先立ち、セント・ジョン教区における実験が先行研究においてどのように評価されてきたのかという点を、簡単にレビューしておこう。

先行研究において、チャーマーズの同実験にたいする評価は、批判的なものが少なくない。ローカルな教区主義、地域に根ざした後見的アプローチは、産業化してゆく都市環境では作用しなかったとの批判がある。「彼らの選んだ理論は、19世紀が過ぎるにしたがって、産業化する国家という動的で不安定な現実には、どんどん同調できなくなっていった」とディッキーはいう¹⁾。またチェックランドは、「チャーマーズが深く根ざしていたのは、依存的貧民への厳格な態度と、広く浸透した敬虔主義がともに存在した、前産業的過去であった」と主張する²⁾。課税財源による貧民の扶養を実施していた他教区はその慣行から容易に離脱できず、結果としてチャーマーズの論敵であったアリソン（William P. Alison）が指摘したように、当時この私的慈善のシステムが普及しなかったことは事実である³⁾。ケージとチェックランドは、統計的資料に基づき、同実験が財政面で成功していなかった点を指摘している⁴⁾。

しかし同実験は、慈善組織協会（Charity Organization Society, C.O.S.）に先立ち、近代のケースワークの原点であったと積極的に評価する見解もある。「慈善組織運動のあらゆる先駆者たちの中で、トマス・チャーマーズ博士ほどの影響力を与えた者はおらず」、セント・ジョン教区での実験は「続く19世紀におけるC.O.S.の活動を、多くの点で先取りしている」とウッドルフは主張する⁵⁾。またヤングとアシュトンによれば、チャーマーズが唱道した思想は「C.O.S.運動と、彼らが従ったソーシャルワークの技法とをもたらすことになった」⁶⁾。たとえばそれは、小地区基盤による管理、貧困家庭への訪問、救貧申し立てへの徹底した調査、あるいは貧民の自立と社会的責任を促すための啓蒙的手段の活用であるとブラウンは指摘している⁷⁾。チャーマーズの救貧思想とその手法が、後に普及し実践された点も重要である。マキャフリーはチャーマーズの手法が1840、50年代のニューヨークで模倣された点を指摘する⁸⁾。またヤングとアシュトンは、チャーマーズの手法がもっとも忠実に再現された例として、1853年に始まったドイツのエルバーフェルトにおける試みをとりあげる。C.O.S.のロツホ（Charles Loch）はエルバーフェルトを訪問し、ここから影響を受けた点も指摘されている⁹⁾。

ミッチソンはC.O.S.が実践した厳密な調査こそが、現代におけるケースワークの源であると指摘する。その上でミッチソンはC.O.S.とチャーマーズの実験を比較し、チャーマーズが配置した訪問員である執事たちの調査は、時間的に極めて短く正当なものとは言い難いと主張する¹⁰⁾。たしかにミッチソンが指摘するように、執事たちが調査に費やした時間は短く、それは負担にならない仕事であったと多くの執事は証言している¹¹⁾。しかしミ

ッチソンは、次の事実には論及していない。第一は、申請件数そのものが抑止されていたために、年間平均で約6件の救貧申請しか各地区に起こらなかった点である。第二は、執事たちの多くが貧民を熟知することを最も重要な仕事として証言している点、あるいは頻繁な訪問によってしか、適切な審査を可能にする情報は手に入らなかったと証言する者がいる点である。これらの事実を考慮すれば、「執事たちの仕事は、[救貧の申し立てにたいして]否と言うことであった」¹²⁾と評価するのは早計であるように思われる。申請の適否に費やした調査時間ではなく、日常的に行った貧民との接触にこそ、執事の真価は認められるからである。

以下に検討するように、小論は同実験の要を、訪問員による貧困家庭への「対面調査」にあると考える。チャーマーズはこの方法によって、当時社会の負担部分とみなされた依存的貧民の生活状態を改善し、彼らを独立労働者として自立させるという構想を持っていたのである。

・本研究の分析枠組み

まず小論で仮説的に用いる分析枠組みについて、説明を行う。ここでは救貧事業の背景思想分析をめぐって、二対の指標を想定する。一方に事業主体をめぐる政府部門と非政府部門という指標がある。他方には、事業方法をめぐる施し(alms)と道徳的教化(moral rehabilitation)という指標がある。これら二対の指標が形成する四つのフィールドを分析枠組みとして用いる理由について、簡単に触れておこう。

これまで19世紀英国における救貧事業およびその背景思想が検証されるさい、本来分かつたべきではない社会史の二側面が、個別に取りあげられてきた。「公的慈善活動」ともいべき救貧法と私的チャリティとがそれである。救貧法の理論および実践にまつる検証が活発に進められてきた一方で、チャリティを射程に入れたより大きな視座から救貧事業の背景思想を検証する試みは、消極的だったとの見方もできる。以下に見るように、改正救貧法の理論的検証だけを取りあげても、ベンサム、マルサス、ノエティクスを中心とする説明が交錯している。

1834年救貧法改正をめぐり、従来ウェブ夫妻(S.&B. Webb)による解釈が支持されてきたことは、改めて指摘するまでもない。この解釈では、救貧行政主体

が地主階級から中産階級へと転換した点が強調され、同改正は古典的リベラリズムへの転換を象徴していると論じられる。また1834年報告書は、ベンサムであるチャドウィックの主導で作成されたと説明される¹³⁾。チャドウィックの構想は公的救済の有効性を主張するものであり、救貧法廃止を主張したマルサスの潮流に属する論者と対立的関係にあった¹⁴⁾。

廃止論の先駆者であったマルサスが1834年救貧法改正にもたらした影響もまた主張されてきた¹⁵⁾。しかしこれらの通説には不十分な点も見受けられる。なぜならば、ポインターも指摘するとおり、マルサスがもっとも深く影響を与えたとされる1817年報告書の時期と、1834年救貧法改正時とは、貧民をめぐる問題の所在そのものが異なっていたからである¹⁶⁾。1820年代以降、救貧税膨張の危機は薄れ、賃金補填制度に批判の対象は移行していった。現金給付の方法よりもむしろ、雇用を与える方法に関心が向けられたのである。1834年改正にマルサスが直接的な影響を与えたと考えるのは、短見であろう。マルサスの見解をより緩和して展開したノエティクス派の人びとが、1834年改正の主導権を握っていた、とする見解も登場することになった。

マンドラーによれば、従来の救貧法改正をめぐる理解は、二対の誤った概念によって支えられてきた。一方に、パターナル・エトスと地主階級の結合がある。これは、ムーア(D.C. Moore)に端を発し、ブランデージ(A. Brundage)らに引き継がれた解釈である。ここでは改正救貧法は、従来の権力の継続、あるいは息を吹き返したパターナリズムの象徴として捉えられる。他方には、リベラル・エトスと中産階級との結合がある。これは上に見たように、ウェブ夫妻にはじまる伝統的解釈である。これらの見解にたいしマンドラーは、カントリー・ジェントルマンが変わらず救貧行政の主体であり続けた点を認めるものの、彼らの持っていた救貧行政の理念は大きく変化したと反論する。リベラルな思想を吸収したカントリー・ジェントルマンたちが救貧法改正の担い手として活躍した点が指摘される。マンドラーによれば、改正救貧法はカントリー・ジェントルマンたちが成熟し、公的事柄の調停者になったことを象徴している。「新救貧法が象徴しているのは、一方では伝統的な『カントリー』イデオロギーの排除であり、他方では19世紀に向けて近代化されたジェントリー・エトスの開始である」¹⁷⁾。そしてカントリー・ジェントルマンに新しい

エトスを吹き込んだのが、ノエティクス派の人びとであると説明される¹⁸⁾。

以上のように、19世紀初期の救貧法改正にまつわる研究は、複雑を極めていいる。当時の救貧事業の背景思想が検証されるさい、救貧法が上に見たとおり積極的に論じられてきたのに比べ、社会史の重要なもう一つの側面であるチャリティの検証は、消極的だったとの評価もありうる。たとえばマルサスは、上に見たとおり、救貧法廃止ともっとも深く関連づけられて研究されてきた。しかしマルサスは、私的領域におけるチャリティの重要性についても『人口論』の中で論じている¹⁹⁾。小論で取りあげるチャーマーズもまた廃止論を唱えた一方で、以下に見るとおりチャリティを重視し実践した。チャーマーズの救貧思想の全体像を明らかにするためには、救貧法への態度と同時にチャリティへの態度をも検証しなければならない。貧民を独立労働者として自立させるという構想において、公的支援ではなく私的支援を用いなければならない積極的理由が、チャーマーズに存在したはずである。この点を知るためには、チャーマーズの救貧法にたいする批判的態度のみを検証しても不足することは明らかであろう。法的救済か、あるいはその廃止か、という枠組みでは収まりきらないプライベートな領域の存在が重要になる²⁰⁾。

以上の理由から、小論は救貧事業の背景思想を論じる指標として、事業主体としての政府部門と非政府部門とを想定した。さらに、貧民の必要を充足させるために講じられた事業方法として、施しと道徳的教化という指標も想定した。救貧思想を分析するために、これら二対の指標から成る四つのフィールドを、仮説的分析枠組みとして用いることにする²¹⁾。この分析枠組みにおいてチャーマーズの思想は、事業主体では非政府部門、事業方法では道徳的教化というフィールドに位置すると考えられる²²⁾。以下に見るように、チャーマーズは政府による法的救済を否定し、民間によるチャリティに依拠した貧民救済を実践した。具体的にはどのような方法によって、貧民の生活様式を改善し、かれらを独立労働者へと導いたのだろうか。以下にチャーマーズのセント・ジョン教区における実験を検証してゆく。

セント・ジョン教区における実験の内容

1. 実験の成果

以下では、主に *Statement in regard to the pauperism of Glasgow, from the experience of the last eight years*²³⁾ と *Memoirs of the Life and Writings of Thomas Chalmers*²⁴⁾ を参照しつつ、チャーマーズがセント・ジョン教区で展開した実験について一解釈を試みたい²⁵⁾。

まずチャーマーズが実験を行った時期の、グラスゴーにおける救貧事業運営について、財源とその管理主体という点から簡単に説明しておこう。各教区のスコットランド教会委員会²⁶⁾は、教会への寄付金 (church door collection) を自由に用いることができなかった。これは共通基金 (a common fund) として没収され、グラスゴー市の全ての牧師と長老からなる全教区教会委員会 (general session)²⁷⁾ に管理された。これにたいし課税財源であるアセスメント (assessment)²⁸⁾ 基金の管理は、タウン・ホスピタル (town hospital) に委ねられた。貧民は、依存する財源の違いに応じて、それぞれ「教会寄付金に依存する貧民 (sessional poor)」と「公金に依存する貧民 (hospital poor)」と呼ばれた。またこれら財源の異なる二つの貧民救済基金は、以下のような手続きを経て用いられた。まず救貧申請者は、自分が住んでいる地区の長老に申請を行う。次にこの長老は申請を同教区のスコットランド教会委員会 (kirk session) に報告を行う。ここでスコットランド教会委員会は、名簿に申請者の名前を書き込み、支給を確定し、全教区教会委員会に報告を行う。最後に、全教区教会委員会は自ら管理する共通基金から、それぞれの名簿に記されたケースの数と必要に応じて、各スコットランド教会委員会に毎月支給を行った。申請件数が増加し、寄付金を財源とする基金では賄えなくなった場合、タウン・ホスピタルへの移行、言い換えればアセスメント基金への依存が始まった。アセスメントを課す義務が生じた教区では、教区の土地所有者とスコットランド教会委員会とによって、年に二回、アセスメントが課された。アセスメントによる潤沢な基金は、より多額の支給を可能にした²⁹⁾。

チャーマーズは、1819年10月1日から1823年7月1日までの3年9ヶ月間、スコットランド救貧法で定められたアセスメントに全く依拠することなく、同教区の依存的貧民に対処する実験を試みた。実験の開始当初、セント・ジョン教区はおよそ8千人の人口を擁し、グラス

ゴーを形成する10教区の中でもっとも人口過密な地域であった。セント・ジョン教区はもっとも困窮した教区でもあり、本教区のアセスメント基金への貢献はグラスゴー全体の66分の1でしかなかった³⁰⁾。もっとも人口が多く、かつもっとも貧しいセント・ジョン教区において、チャーマーズは毎週同教区の教会に託される寄付金のみに基づき、依存的貧民に対処した。以下にまず、具体的成果を見てみよう。

寄付金の収集方法には二通りあった。一方には富者に向けた昼間の礼拝で集められた寄付 (day collection) がある³¹⁾。これは主に、1819年当初の「教会寄付金に依存する貧民 (sessional poor)」と教区学校 (parish schools) の設立・運営に用いられた³²⁾。他方には貧者に向けた夜間の礼拝で収集された寄付 (evening collection) がある。実験期間である3年9ヶ月間に新規認定された困窮者への給付は、この貧者から回収された少額の寄付によってのみ賄われた³³⁾。同期間中、セント・ジョン教区で貧民対策に費された年間総支出額を、使用目的別に示すと次のようになる。「タウン・ホスピタルへの支援」に90ポンドの支出がある³⁴⁾。次に「1819年当時の教会寄付金に依存する貧民」に124ポンド、「他教区から移住してきた困窮者」に28ポンドの支出が認められる。さらに、「3年9ヶ月間に新規認定された困窮者」に66ポンドの支出があり、合計すれば308ポンドになる³⁵⁾。

まず「教会寄付金に依存する貧民」についてであるが、実験開始時には彼らに225ポンド必要であった。当初「教会寄付金に依存する貧民」の数は117名で、約1年後には19名がセント・ジェームズ教区の成立に伴って移転された。さらに1823年3月までに28名が死亡し、13名が精査の後に受給対象外と見なされた。残った57名に、外から移住した困窮者20名を加え、結果的に77名の「教会寄付金に依存する貧民」がセント・ジョン教区で確認された。この数の変化にとってもっとも重要な点は、この期間中にセント・ジョン教区が一切タウン・ホスピタルに依存していないという事実にあるとチャーマーズは指摘する。グラスゴーでもっとも貧しい教区において、ごく普通の少額な寄付だけで困窮者を賄った事実、他教区においても同様の制度が模倣可能であることを示している。また、他教区がタウン・ホスピタルへの依存を断つならば、それはタウン・ホスピタルが廃止されるばかりか、アセスメントによる課税が消滅することにもつながる。これこそが社会への価値ある奉仕

であるとチャーマーズは言う。

「タウン・ホスピタルへの支援」は、計画当初の予定になかったものだった。セント・ジョン教区の前身である地区の出身者で、実験当時にもタウン・ホスピタルに依存していた貧民について、チャーマーズは残余金から支援を与えた。また「他教区から移住してきた困窮者」も問題になった。これはタウン・ホスピタルへの支援と相俟って、本来の予想よりも支出が大きくなった原因であるとチャーマーズは指摘する。他教区がチャーマーズの提起するシステムを模倣するさい、これら二項目の支出が考慮される必要はない。とくに他教区からの困窮者の移住については、これを制約する定住法が必要であり、これを欠く場合には、このシステムを模倣してもそれが有効に作用しないとチャーマーズは指摘する。

「3年9ヶ月間に新規認定された困窮者」の項目に注目しよう。チャーマーズの実験を評価するさいに重要なのは、この試みによって新たな救済申請者をいかに抑制できたのか、という点である。具体的には、3年9ヶ月の間にどのような申請者が、何人、新規の困窮者として承諾されたのかという点を明らかにする必要がある。これは言い換えれば、認可するさいの基準と方法にまつわる問題でもあるだろう。まず、実験期間中に新規認定された困窮者への年間支出額、66ポンドの内訳を見ておこう。

第一に、「一般的困窮 (general indigence)」は13件認可され、年間32ポンドの支出である。第二に、「重病または回復の望みの薄い患者 (extra-ordinary and hopeless disease)」は2件認可され、年間14ポンド16シリングの支出である。この2件のうち一方は精神異常で、他方は聾啞である。第三に、「犯罪に由来する必要から生じたもの」は5件認可され、年間19ポンド10シリングの支出である。この5件のうち2件は非嫡出子、他の3件は主が逃亡した家族である³⁶⁾。

セント・ジョン教区は本来、異なる三教区の一部から形成された教区であった。この実験に先立つ1815年10月から1819年4月までの3年6ヶ月間に、当該地区で認可された困窮者の数は、62件であった。実験前後を単純に比較しても、困窮者の数は3分の1に減少したことになる。また支出額も、年間1400ポンドから280ポンドに縮小された³⁷⁾。下層階級から成る、人口8千人のセント・ジョン教区において、あらゆる種類の困窮者が20件に抑制された事実、また一般的困窮がたった13件

でそのコストが32ポンドでしかない事実は注目に値する。実験が示すこれらの事実は、法的・義務的救済がいかなる状況においてもまったく必要ないことを明示していると、チャーマーズは主張する。

本実験は以上のような具体的成果を収めたと、チャーマーズは評価する³⁸⁾。チャーマーズがグラスゴーを去ってもなお14年間におよび、セント・ジョン教区の依存貧民はチャーマーズが残した制度と方法により管理されたのだ³⁹⁾。実験はどのような方法により展開されたのか。以下では、チャーマーズが実践した貧民対策について、救貧申請の認可基準と管理方法を見てみよう⁴⁰⁾。

2. 救貧申請の認可基準と管理方法

チャーマーズはセント・ジョン教区を25の地区 (proportions) に分割し、それぞれの地区の貧民を教会執事たち (deacons)⁴¹⁾ が管理するように取り計らった⁴²⁾。救貧申請は、申請者が住む地区を担当する執事にたいして行われた。執事たちは訪問 (visitation) という方法で貧民と直接に接し、申請の個別ケースに対処した。執事たちは、次のような考えを共有していた。たとえば公的慈善が悪であるということ、分配を行う資金はごくわずかに限られ、これを注意深く支出することで住民に奉仕するという⁴³⁾、自らがアセスメントに依存する誘惑を持たないこと、などがそれである⁴⁴⁾。この試みの目的は、「申請者を教区の慈善 (parochial charity) に接触するよう促すこと」にあるのではなく、その逆であった。すなわち、「彼ら[貧民]を何かに依存させる形で救済するのではなく、むしろ彼らを独立するように救済してやるのが目的である」とチャーマーズは主張する⁴⁵⁾。そしてこの試みの成功は、施しという上辺だけの支援が必要ないことを明示しているとさえチャーマーズは言うのである⁴⁶⁾。以下に具体的内容を見てゆこう。

まずはじめに、執事たちに共有された救貧申請にたいする認可基準を検証する。チャーマーズは、新人の執事に宛てた書簡で、救貧申請を二つに区分するよう指導している。第一は、年齢あるいは身体上の疾患を理由とする救貧申請である。第二は、仕事の必要あるいは賃金の不足を理由とする救貧申請である。第一のタイプには、申請が認められてよいとする。第二のタイプの申請者にたいしては仕事のみを与えるか、それでも不足する場合は一時的な少額の寄付を与えるよう指導している。この第二のタイプの申請者は、先に見た「一般的困窮

(general indigence)」に該当すると考えてよいだろう。このタイプの申請者にたいしては、3年間グラスゴーに居住している点と、当該家族の収入源の二点が徹底して調査されるよう、チャーマーズは執事に指導している。居住にかんしては、地主からの賃貸の領収書か、もしくは地主が信頼できる隣人による口頭証言を必要とした。これはいうまでもなく、他教区からの移住者を排除する措置である。また収入にまつわる証拠として、申請者の雇用主を調査した。ここでチャーマーズは一般的な収入の基準として、きわめて少額ではあるが、週に6シリングという農夫の収入額を参照するよう執事に促している⁴⁷⁾。これを、チャーマーズと執事たちが共有した、一般的困窮の基準と見てよいだろう。以上から、疾病・年齢・週に6シリングに満たない収入という点を、救済適格 (deserving) の要件とみなしてよいだろう。

これにたいして、救済不適格 (undeserving) の要件を見ておこう。チャーマーズの女婿で、伝記を著したハンナは、次のように説明している。「個々の事例が受ける精密な調査は、忍耐強く、詳細に至るまで、徹底して行われた。教区内のどの家庭であっても、教区の基金に依存するという墮落した状態に陥ることを、執事は断じて許しはしないだろう。このような印象を、人びとはじきに持ったのだ。酒浸りの者は飲酒をやめるように命令され、従うまで彼らの申請は考慮すらされなかったであろう。怠惰な者は即座に就労するよう命じられた。彼らが仕事がないと不平を漏らせば、執事たちは親切にも雇用者に問い合わせ、彼らの就労を支援した。儉約しない者には、収入があるのに自らの選択で浪費し困窮に追い込まれたのであれば、自ら招いた窮状に耐えなければならない、と忠言が与えられた。膨大な数にのぼる一次申請は、厳格な調査の下で消え失せたのだ⁴⁸⁾。以上から分かるように、ほぼ全ての一般的困窮と、飲酒、怠惰、浪費に原因する申請は、厳しく排除された⁴⁹⁾。また執事たちによる厳格な審査は、めざましい申請抑止効果をもたらした。執事たちの証言によれば、就任から1、2年もすれば、申請件数そのものが減少していった。同証言において、もっとも申請件数が多い地区で月に2件の申請があったと確認できる。逆にもっとも少ない地区では、職業斡旋の要請以外はまったく申請がなかったと証言されている。平均すれば、各地区で年間およそ6件の申請しかなかったことになる。言うまでもなくこれは、公的支援への依存低下を示すものであり、「もっとも知

ってもらふ価値のある」事実であるとチャーマーズはいう⁵⁰⁾。

しかしながら執事の仕事は、単に上のような定式化された適格・不適格にまつわる基準を、あれこれの申請に当てはめて判断するだけのものではなかった。ここが重要な点であるが、執事が適格であると認めた者に、教区基金からの支援が即座に与えられるわけではなかった。教区基金からの支援は、もっとも重要度が低く、望ましくない、最終的手段とみなされていたのであった⁵¹⁾。執事たちは、教区基金以外のあらゆる手段を講じて、適格者の救済を実践した。「申請者の窮状と苦悩が明白で疑いの余地がない場合、申請者が自身の努力と勤勉さで自らを救済するように、あらゆる議論が尽くされ、あらゆる便宜が与えられた」のである⁵²⁾。

それでは執事たちによる活動の内容、上に見た「あらゆる便宜」とは、どのようなものであったのだろう。チャーマーズは執事たちにたいして、以下の四つの調査を厳密に行うように指導していた。第一は、申請者の勤勉さを刺激した上で、どの程度の労働が可能で、どれほどの収入が望めるのか、という点である。第二は、申請者がどのような事柄について節約が可能であるのかという点である。第三は、申請者の親類が申請者に何を提供できるのか、という点である。第四は、申請者の近隣の人びとに事実を知ってもらった上で、彼らの寛大な協力により、申請者の不足を補えないかという点である。

これらの調査を経て、依然として救済が必要だと判断された場合、申請者がグラスゴーに3年居住している点、タウン・ホスピタルの基金に依存していない点、および他教区から救済を受けていない点が、さらに精査された。上の調査の末に、執事は申請者が少額の一次的給付によって必要を満たせるかを判断し、執事たちによる月例会議 (the court of deacon) でこのことを報告する。もし執事が申請者を正規の給付適格者であると認めた場合、この執事は他の執事の助力を得て、次回の執事の会議までに、自らの調査を再び精査する。この二回目の会議に申請者は召喚され、執事たちが状況を踏まえて適切であると判断した金額が給付された⁵³⁾。

適格者への自立に向けた救済は、上に見たような手順で行われた。困窮が認められた者は、申請者自身への労働の奨励と斡旋が配慮され⁵⁴⁾、さらに俟約が勧められた。これらに失敗した場合は、親類、友人、隣人による支援の可能性が検討された。これらの活動に基準はなく、執

事たちは個々のケースに応じて、教区基金に依存するという最悪の事態を回避するために、あらゆる手を尽くしたのだった⁵⁵⁾。こうした親類と隣人による支援を、チャーマーズは自然的資源 (natural resource) と呼んだ。「グラスゴーでの全ての経験を通じて、隣人たちから時宜を得た支援と同情が向けられなかった困窮の事例を、一つたりとも私は知らない」。この一方で、「[金銭の支援といった] 上辺だけの救済が、公然と、差し出がましく申し出られた場合、人びとは自分がお互いの必要にたいする責任から解放され、お互いの看守となる義務から解放された」と強く感じるのである」とチャーマーズは指摘する⁵⁶⁾。チャーマーズにとって公的支援は、コミュニティの団結心 (esprit de corps) や相互への責任感を破壊する害悪でしかない。執事による訪問を通じた厳格な調査と個別の対応は、公的支援の蔓延によって損なわれてしまった隣人や親類による地域支援を再生させることを目的としていたのである。

執事たちの活動において最大の特徴は、小地区ベースの訪問 (visitation) を通じた「対面調査」にあった。貧困家庭への訪問を通じた、執事と貧民との深い交流と信頼関係によって、的確な審査と支援がはじめて可能となったのである。22人の執事による証言できわめて頻繁に指摘されていることだが、執事たちは、訪問により自ら管理する地区の貧困家庭を深く理解する努力を、不可欠であると考えていた。訪問による対面調査には次のような利点があると、執事たちはいう。第一に、申請者になる可能性がある者の生活状況と個人的気質を事前に把握しておくことで、執事は後の申請認可の仕事をきわめて的確で有利に進めることが可能になる。「頻繁な訪問以外に、こうした情報を得ることができる方法はない」のであった⁵⁷⁾。第二に、執事は現場で人びとの必要と苦悩とに、迅速な判断を下すことが可能になる。第三に、訪問を通じ育まれた信頼によって、忠告と助言は、とりわけ試練にある家族には、従順に受け止められるようになる。このように訪問による対面調査は、的確な申請認可のための情報収集、迅速な対応、貧民の従順さの獲得という点で、きわめて重要であったことが分かる⁵⁸⁾。

またチャーマーズは、執事たちの友情ある訪問と交流には、公的慈善の害悪と不名誉への反感を普及させる効果があると指摘する。訪問では、貧民の道徳的教化のために、チャーマーズが指導した以上の多彩な試みが実践された。具体的に示せば、ある執事は貧民に貯蓄銀行

(Saving Bank)の利点を説いた。また宗教・慈善にまつわる書物を読む読書会を開き、ここで近隣の上層階級と下層階級が共に交流することを提唱した。あるいは、親を説得し、子供を学校に通わせる配慮をした⁵⁹⁾。さらにチャーマーズは学校教育を重視し、労働者階級が子供を通わせることが可能なように、授業料が低く設定された教区学校を設立した。教区学校の運営に、多額の資金が投入された⁶⁰⁾。安息日学校の教員たちもまた、執事と同様の訪問員であったとされる⁶¹⁾。貧民の置かれた道德環境の改善は、執事の厳格な審査や個別的支援、あるいは自然的資源の活用のみによって促進されたのではなかった。上のような積極的啓蒙活動もまた、実践されたのである。「執事はついに、施しを分配することがまったくないように管理するだろう。けれども執事は、[貧民の]徳性の動機を活気づけることだろう。儉約の習慣を指導し、親切心を持って、数多くの名状しがたい努力を傾注するだろう。執事は善意を、さまざまな方法で発揮する。そして、金銭を支出することがなくても、執事は道德的環境を普及させ、もっとも不遇なものを柔和にし、情け深くすることだろう」⁶²⁾。

以上のような執事と貧困家庭との対面調査による、小地域基盤の貧民管理方法は、次の三つの段階に要約できる。

1. 少額の資金源 (evening collection) が執事にもたらす認可抑制。および、執事の厳格・精密な調査が貧民にもたらす申請抑止。[飲酒・怠惰・浪費が原因の申請は排除される。他方、病気・老齢・週6シリングに満たない低収入 (一般的困窮) については、適格とみなされる。ただし、適格者は即座に給付を受けるわけではなく、次の段階がまず考慮される。]
2. 独立支援、および自然的資源の活用。[就労支援、儉約の推奨、親類・隣人にたいする支援要請。]
3. 全ての試みが失敗した場合、執事会議にかけられた上で、教区基金による支援。[この段階に到達したものが、教区基金から給付を受ける真の「適格者」といえる。]

* これらの諸段階において、執事の訪問を通じ、貧民への啓蒙が行われた。またチャーマーズが学校教育に力を注いだ点も重要であろう。

チャーマーズが提起したこのような貧民管理方法は、

当時の貧民問題に何を提起できたのだろうか。

3. 実験の意義と評価

ここではコフーン (P. Colquhoun) が著した *A Treatise on Indigence* (1806年) を与件として、実験の意義と評価を考えてみたい。コフーンは、「貧困 (poverty)」と「困窮 (indigence)」とを明快に区分した。貧困は、余剰の労働力や財産がなく、糊口のために自らの労働力のみで依存しなければならない者の状態を指示する。労働がなければ富も文明もない以上、貧困は「社会において欠くべからざる要素」であり、「人類の運命」として肯定される⁶³⁾。この一方で、困窮は社会悪とみなされる。これは、生活をしてゆく能力あるいは意志がないために、生活の手段を欠いた者の状態を指示している。貧民が問題になるさい注目されなければならないのは、言うまでもなく後者であるとコフーンは主張する。

困窮はさらに、救済が認められてよい「潔白かつ不可避的な困窮 (innocent or unavoidable indigence)」と、罰則が課せられるべき「怠惰による困窮 (culpable indigence)」とに細別される。潔白な困窮には、回復不可能な (irremediable) ケースと回復可能な (remediable) それがある。前者は生得的な身体的欠陥がある場合であり、後者は有能で勤勉な労働者が、不行跡に由来しない不慮の災難によって一時的に仕事を失う場合が想定されている。回復不可能なケースはごく少数であるため、「潔白な困窮」の問題は回復可能な者のケースが中心となる。「怠惰による困窮」は、浪費、飲酒など本人の悪徳に由来するケースである。

コフーンによれば、文明社会においては、労働力を備えていながらも、不慮の災難のためにそれを活用できない人びとがいる。それゆえに、最も重要な課題は、貧困から「潔白な困窮」に転落する危機にある者を適切な処置によって支援すること、あるいは「潔白な困窮」の状態にある者を貧困の状態へ引き上げてやることである⁶⁴⁾。ここで問題になるのは、困窮の状況にある者の中から、潔白な困窮と怠惰によるそれとを区分する方法と、潔白な困窮者を貧困の状態に引き上げる方法の二点である。当時の貧民救済にまつわる困難は、まさにこの区分が実行されず、両者が混同されてさえた事実にあった。「一時的な不幸のために頓挫した有能な労働者が、賢明で適切な一時的支援を受けて、もとの独立した貧困 (poverty) の状態に回復することはない。実際には、彼

らは怠惰で自堕落な者と共に、ワークハウスへと強制的に導かれるのである。このように、有能で勤勉な貧民が、不品行に由来しない不運から困窮 (indigence) の状態に陥った場合、彼らの扱いと境遇は、自らの悪徳と犯罪によって同様の状況に陥った社会の落伍者たちのそれと、ほとんど変わらないのである⁶⁵⁾。

両者には明確な区分が必要にもかかわらず、その分別方法は確立されていなかった。困窮の状態にある者を貧困の状態へと引き上げてやる方法についてもまた、同様であった。救貧申請が膨大な数にのぼり、救貧税の負担額が増大し続けるなか、「潔白」と「怠惰」、すなわち適格 (deserving) と不適格 (undeserving) とを見極め、前者を独立労働者として復帰させる方法を見出すことは、イングランドにおいて急務であった。制度的な差異があったとはいえ、依存的な貧民が問題視されていた点は、スコットランドも同様だった。

これらの問題に一つの解決策を提起したのが、チャーマーズによる実験であると評価しうる。一般的に虚偽申請か否かを区別することは困難であった。唯一、申請者の生活を精査・監視することでしか、彼らが「潔白」であるか「怠惰」であるかは判明しない。そこで訪問 (visitation) による対面調査、複数の執事による小地区基盤の管理は、功を奏した。またチャーマーズの提起した執事制度は、単に潔白な困窮と怠惰によるその区分に終始せず、潔白な貧民を自立させ、あるいは地域のありふれた力を活用することで彼らを公的資金への依存状態から離脱させたのであった。さらに執事たちがさまざまな手段によって貧民を啓発し、教育するために尽力したことはすでに指摘した。コフーンが提起した問題、すなわち潔白と怠惰の区分と、依存的困窮状態からの回復という二点を、チャーマーズは執事による訪問、とりわけプライベートな資源を活用した「対面調査」という方法によって解決したと評価しうる。

・むすびにかえて

セント・ジョン教区の実験を、チャーマーズが著したテキストに基づき検証した結果、小論は同実験を以下のように解釈する。チャーマーズは公的領域による支援、すなわちアセスメントを廃止し、全くプライベートな領域による支援を試みた。しかしそれは、個人の慈善による物資や基金に貧民を依存させる性質のものではなかつ

た。彼らの試みにとって重要だったのは、依存的状態にある貧民の中から自立支援に値するものを選別し、この適格者には賃金補給以外のあらゆる自立支援の機会を与える、という点であった。貧民の自立が困難な場合であっても、彼らの親類や隣人に支援要請が行われ、容易に教区基金からの給付は与えられなかったのである。

これらの管理を成功に導いたのが、訪問を通じた対面調査という手法であったことはすでに指摘した。訪問による執事と貧民との対面調査が、執事に申請の適否を的確に判断させ、また適切な支援を可能にした。そして対面調査を通じて、貧民への道徳的啓蒙活動もまた実践されたのだった。

産業化の進展に伴い、公的給付に依存する貧民の数は増大した。そこで問題となったのは、こうした社会のマージナルな部分に属する貧民を、どのような方法によって独立した生活を営む勤労市民へと引き上げるのか、という点であった。これにたいする解決策としてチャーマーズにより提起されたのが、非政府部門の力を利用した対面調査であったといえる。

チャーマーズは法的救済を嫌悪し、私的領域において活動した。その狙いは、政府による貧民問題への画一的な対応、賃金補給という方法では応じきれない、より本質的な貧民の生活様式改善であった。そのためには、訪問による対面調査というプライベートな手法が有効であったわけである。しかしながら、政府による厳格な管理に基づき「潔白」な困窮と「怠惰」によるそれとを区分し、有能な困窮者を独立労働者へと復帰させる構想もまた存在した。チャドウィックのそれである⁶⁶⁾。これは先のモデルに照らせば、事業主体では政府部門、事業方法では道徳的教化というフィールドに位置する。チャーマーズは、イングランドにたいしても救貧法の廃止を主張したが、チャドウィックをどのように評価していたのであろう。またチャドウィックはチャーマーズの私的慈善をどう捉えていたのであろうか。チャーマーズのイングランド救貧法改正にたいする見解と影響については、今後の課題となる。

注

- 1) Dickey, B. 'Going about and doing good: Evangelicals and Poverty c.1815-1870', *Evangelical Faith and Public Zeal*, John Wolfe (ed.), SPCK, 1995, p.46.

- 2) Checkland, O., *Philanthropy in Victorian Scotland : Social Welfare and the Voluntary Principle*, John Donald Publishers, 1980, p.332. またケージとチェックランドは、チャーマーズが産業労働者階級の置かれた困難な労働状況を理解できていなかったとも批判する。Cage, R.A. and Checkland, E.O.A., 'Thomas Chalmers and Urban Poverty: the St. John's Parish Experiment in Glasgow, 1819-1837', *Philosophical Journal*, XIII, spring 1976.
- 3) Alison, W.P., *Reply to Dr Chalmers' Objections to an Improvement of the Legal Provision for the Poor in Scotland*, William Blackwood and Sons, 1841, p.3 [Thomas Chalmers: *Works on Economics and Social Welfare*, 8Vols, Routledge/Toemmes Press, 1995 所収。(以下 *Works* と表記。)] ; Mitchison, R., 'The Poor Law', *People and Society in Scotland vol.1 1760-1830, A Social History of Modern Scotland in three volumes*, Devine, T.M. and Mitchison, R.(ed.), John Donald Publishers, 1988, Ch. 12, p.264.
- 4) Cage, R.A. and Checkland, E.O.A., 'Thomas Chalmers and Urban Poverty'.
- 5) Woodroffe, K., *From Charity to Social Work*, London: Routledge and Keagan Paul, 1962, p.45.
- 6) Young, A.F. and Ashton, E.T., *British Social Work in the Nineteenth Century*, Routledge, 1956, p.77.
- 7) Brown, Stewart J., *Thomas Chalmers and the Godly Commonwealth in Scotland*, Oxford University Press, 1982, p.376. 国家の社会福祉への介入と課税財源による貧民救済を、産業社会において不可欠であると捉えていた点で、C.O.S.はチャーマーズと異なっていたとブラウンは指摘している。
- 8) McCaffrey, J., 'The Life of Thomas Chalmers', *The Practical and the Pious*, Cheyne, A.C. (ed.), p.54.
- 9) Young, A.F. and Ashton, E.T., *British Social Work in the Nineteenth Century*, pp.79-80.
- 10) Mitchison, R., *The old poor law in Scotland : the experience of poverty, 1574-1845*, Edinburgh University Press, c2000, p.146.
- 11) Chalmers, T., *Statement in regard to the pauperism of Glasgow, from the experience of the last eight years*, Glasgow: Printed for Chalmers and Collins, 1823, pp.31-54. [Works 所収.]
- 12) Mitchison, R., *The old poor law in Scotland*, p.146. なお、訳文中の [] 内は筆者による。
- 13) マンドラーによれば、1834年報告書へのベンサマイトの影響は、ウェット夫妻による仮説として論じられたものである。これを真に受けた模倣者たちにこの見解は引き継がれ、その結果、近代福祉国家の起源はベンサマイトにあるという歴史上の正当性が、1950年代までに確立したのだという。Mandler, P., 'Tories and Paupers: Christian Political Economy and the Making of the New Poor Law', *Historical Journal* 33, 1990, pp.81-82.
- 14) 「本報告書の先行部分で論じられた害悪、あるいはそれに類似するかほぼ等しくさえある害悪が、労働能力者を義務的に救済するさいに必ず生じると確信できたとすれば、われわれはためらわずに、義務的救済を全廃するよう推奨することだろう。しかしこれらの害悪が将来、義務的救済の結果必ず引き起こされるとは、われわれには確信できないのである。厳格な制約が適切に遂行されれば、義務的救済を安全かつ効率的にさえ提供しようと、われわれは考えている」。 *The Poor Law Report of 1834*, Edited with an Introduction by Checkland, S.G. and Checkland, E.O.A., Penguin Books, 1974, p.334.
- 15) プレンが指摘するように、マルサスの『人口論』は、救貧法論争に利用される中で普及し、批判の対象となった [ジョン・プレ著、溝川喜一・橋本比登志編訳、『マルサスを語る』(ミネルヴァ書房、1994年) 18頁] マルサスが活躍した18世紀末から19世紀初期には、1782年のギルバート法や、1796年のウィリアム・ヤング法という温情主義的な救貧政策、凶作、それにナポレオン戦争といった諸原因のために救貧税が膨張した。そこでマルサスは『人口論』を通じて、救貧法の廃棄論を展開したのである。通常、マルサスは救貧法廃棄の高まりを加速させ、貧民への公的救済を制限させる方向で救貧法改正に影響を与えたと論じられる。Malthus, T.R., *An Essay on the Principles of Population*, London:1798; トマス・ロバート・マルサス [著] 永井義雄 [訳] 『人口論 [初版]』(中公文庫、1973年)。
- 16) Poynter, J.R., *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief, 1795-1834*, London: Routledge & Kegan Paul, 1969, p.298. なおマルサスの1817年報告書への影響を論じたものに、渡会勝義「マルサス『人口論』の救貧法への影響 1817年下院救貧法特別委員会報告を中心に」『マルサス学会年報』第8号(マルサス学会、1998年)がある。
- 17) Mandler, P., 'The Making of the New Poor Law Redivivus', *Past and Present* 117, 1987, p.133.
- 18) マンドラーの研究は、トーリー系のクォーターリー・レビューを基盤としたものである。このレビューを普及経路として、地主階級に新しいエトスが吸収されたのだという。その内容は、ノエティクス派の人びとが展開した、緩和されたマルサス主義だった。ノエティクス派は、神の摂理に従い、人為的介入を排除することを理念とした一方で、実際に救貧法を廃止することには反対した。ノエティクス派の主張は、マルサスやチャーマーズの廃止論ほどに、ラディカルではなかったと指摘されている。彼らノエティクス派に属する人びとの記事がクォーターリー・レビューに掲載され、ここから救貧法改正の担い手となる地主階級へと、新しいエトスが吸収されたというのである。柳沢哲哉、「クォーターリー・レビューにおけるマルサス」、『マルサス学会年報』第7号(マルサス学会、

- 1997年)。
- 19) ボナーは、『人口論』第四版以降に現れる、救貧法批判にまつわる三つの章と、廃棄案を記した一つの章について触れ、マルサスは救貧法の父であるばかりか、後に誕生するあらゆる慈善団体の父でもあると論じている (Bonar, J., *Malthus and His Work*, 2nd ed., George Allen & Unwin, 1924, pp.304-5)。またボナーは、マルサスの救貧法廃棄・自助の思想が後にチャーマーズやC.O.S.に継承される点も指摘している (*Ibid.*, p.316)。マルサスの私的慈善論がもっとも明快に示されているのは、『人口論』における「われわれの慈善の指導について」という章であろう (大淵寛ほか訳、『人口の原理第六版』、中央大学出版部、1985年、第4編第10章、602-609頁参照)。
- 20) 言うまでもなく、当時の救貧法論争は単なる経済施策、救貧事業にまつわる論争ではなかった。都市労働者たちのモラルが問題になるとき、それは中産階級が労働者階級をいかに文明化 (civilize) してゆくのか、という問題と同義であった。グッドラッドも指摘するように、19世紀の中産階級が最大の関心を寄せたのは、労働者階級の啓蒙という点である。救貧法とチャリティは、一方は国家統制的な方法で、他方はこれに反発する自律的社会組織のネットワーク形成という方法で、それぞれに労働者階級のモラル問題への対処の現れである。これらは、一つの問題にたいする二つの異なる対応であったと捉えられうる。Goodlad, Lauren M.E., “‘Making the Working Man Like Me’: Charity, Pastoralism, and Middle Class Identity in Nineteenth-Century Britain; Thomas Chalmers and Dr. James Phillips Kay’, *Victorian Studies*, vol.43, No.4, Summer 2001.
- 21) この理論モデルは、拙稿「自由放任主義と摂理論」(『政策科学』10巻2号、立命館大学政策科学会、2003年)においてすでに提起したものである。ボイド・ヒルトンはreal paternalistとmoral paternalistという二元的な区分を行っている。ヒルトンによれば、リアル・パターナリストは貧民の個々の道徳を、彼らの生活状況を改善することで自然に向上できると考えた。これにたいしモラル・パターナリストは、低階級には道徳を強制する必要があると考えた。前者の例としてヒルトンが挙げるのは、ロバート・オーウェンであり、後者のそれはクラバムの聖人である。本研究のモデルは、施しと道徳的教化という二区分に、さらに行為主体別の区分を加え、四つの象限に基づく救貧思想の把握を試みる。Hilton, B., “The Role of Providence in Evangelical Social Thought”, *History, Society, and the Churches: Essays in Honor of Owen Chadwick*, Edited by Derek Beales and Geoffrey Best, Cambridge U.P., 1985, p.220.
- 22) 「自由放任主義と摂理論」参照。
- 23) Glasgow: Printed for Chalmers and Collins, 1823. [Works所収。]チャーマーズは1823年8月11日付けで、この実験にまつわる9項目の質問について解答を求める旨の書簡を、訪問員である執事たちに送付した。*Statement*の31頁から54頁までに収められた、22人の執事による回答と証言は、彼らの活動の実体を知るうえできわめて有益な史料である。
- 24) 4vols, Hanna, W., 1850-52. チャーマーズの女婿であるハンナが著したチャーマーズの伝記。書簡や説教などの一次史料を豊富に取り入れた書物である。
- 25) セント・ジョン教区は公的機関の協力の下、チャーマーズの実験のために用意されたものだった。それまでグラスゴーの教区では、牧師やスコットランド教会委員会に、独立した教区内の権限が与えられていなかった。エディンバラの法廷からセント・ジョン新教区を設立する認可を得るさい、判事 (the magistrates) と町議会 (Town Council) は、設立許可文書の中に、牧師とスコットランド教会委員会に一定の独立性と管轄権を与えるという文言を入れるよう尽力したとされる。Hanna, *Memoirs*, ii, p.207.
- 26) スコットランド国教会は長老派 (Presbyterian) であり、階層的会議制をとっていた。とりわけ総会 (general assembly)、大会 (synod)、中会 (presbytery)、小会・スコットランド教会委員会 ([kirk] session) の4つが、主要な会議であった。スコットランド教会委員会は、スコットランド国教会の中でもっとも底辺に位置した会議であり、各教区・集会はこの会議によって取り仕切られていた。またこの会議は各教区の牧師と複数の長老から構成された。Cage, R.A., *The Scottish poor law, 1745-1845*, Scottish Academic Press, 1981, p.5; Mcclintock, J. and Strong, J., *Cyclopaedia of Biblical, Theological, and Ecclesiastical Literature*, New York, 1873, Vol.III, p.118.
- 27) 定訳がないため、ここでは全教区教会委員会、と訳した。
- 28) スコットランド救貧法の基礎となる法律が制定されたのは、1574年であった。「健康で怠惰な物乞いを罰することと、貧しく虚弱な人びとを扶助することについて」という表題がつけられた同法で、はじめて義務的救済制度が導入された。同法ではまず、「法定貧民」がより詳細に分類された。肢体不自由者、病人、虚弱者、意志薄弱者のほかに、14歳以下と70歳以上の、物乞い以外に生活手段のない者が、貧民リストに加えられた。次に、教区の貧民リストに基づきニーズを確認した裁判官が、教区民に、それぞれの資産に応じた税を課した。この結果集まった資金は、貧民のための救済基金として用いられた。このように、同法はアセスメント (assessment) という貧民救済基金の財源を確立した初めての法律であった。なお assess(v.)は本来、「補佐人 (assistant-judge) として裁判官の側に着席する (sit by)」を意味する古フランス語 “assessor” を語源とする。ここから、「税を確定する・割り当てる、査定する」という意味が生じた。『スコットランド絶対王政の展開』では「査定税」と翻訳されているが、小論ではそのまま「アセスメント」と表記した。Cage, R.A., *The Scottish poor law, 1745-1845*, Scottish Academic Press, 1981, pp.2-3; O.E.D.; G.ドナルドスン著、飯島啓二訳、『スコットラ

- ンド絶対王政の展開』（未来社、1972年）376頁。
- 29) グラスゴウの救貧事業運営については、Hanna, *Memoirs*, ii, pp.211-212; Cage, R.A., *The Scottish poor law*, p.17 参照。
- 30) 当時のセント・ジョン教区の状態については、*Statement*, pp.5-9 参照。
- 31) 午前と午後の二回の礼拝からなり、年間400ポンドの寄付があった。Hanna, *Memoirs*, ii, p.298.
- 32) チャーマーズが教区学校の設立に特に力を注いだ事実は重要である（Hanna, *Memoirs*, ii, pp.231-246）。昼間の礼拝で集まった寄付の余剰金、744ポンド5シリング1ペンスは、教区学校運営に投入された（*Statement*, p.59）。
- 33) 年間80ポンドの寄付があった。執事たちに使用が認められていたのは、この夜間礼拝で集まった少額の資金のみであった。*Statement*, p.12&59.
- 34) 19世紀初期における貨幣価値についてであるが、1830年代、6、7歳の子供は綿工場で1日14、5時間働いて、週に1シリング6ペンスから2シリングの賃金を得た（Glover, Janet R., *The Story of Scotland*, Faber and Faber, 1960, p.318）。また19世紀の初期には、1週間分のオートミールを購入するために1シリング必要だった（Mitchison, R., 'The Poor Law', p.255）。
- 35) この支出の内訳については、*Statement*, p.23 頁参照。
- 36) 非嫡出子や主が逃亡した事例にかんしては、同様の犯罪が助長されるという理由から、一般的に支持されてよいものではないと、チャーマーズは認めている。なお、ここで示した支出の内訳については、*Statement*, pp.14-15 参照。
- 37) Hanna, *Memoirs*, ii, p.297 参照。なお280ポンドという数字は、上にみた総支出額308ポンドから、「他教区から移住してきた困窮者」分を差し引いた金額である。
- 38) 実験の財政面をめぐる評価には、批判的なものが多い点は、すでに指摘した。しかし小論は、財政面での検証よりもむしろ、実験の手法に注目し、同実験の意義について一解釈を試みることを目的としている。
- 39) Dodds, J., *THOMAS CHALMERS. A Biographical Study*, Edinburgh: William Oliphant and Co., 1870, p.154. [Works 所収。]なお、セント・ジョン教区が公的基金に再び依存した事実は、1837年10月3日の、同教区スコットランド教会委員会による報告で確認されている（Cage, R.A. and Checkland, E.O.A., 'Thomas Chalmers and Urban Poverty', p.45）。実験を継続できなかった理由として、チャーマーズは次の四点を挙げている。第一は、信仰・教育への支出が高んだこと。第二は、役人がタウン・ホスピタルでセント・ジョン教区の貧民を支援する責任を負うと提案したこと。第三は、判事がセント・ジョン教区の住民を、貧民救済のための課税であるアセスメントから免責しなかったこと。第四は、セント・ジョン教区に定住法が適用されなかったことである（Chalmers, T., 'Reflections in 1839, on the now protracted experience of pauperism in Glasgow. The experience of Twenty years which began in 1815 and terminated in 1837.' MS. Mitchell Library, Glasgow: Cited in Cage, R.A. and Checkland, E.O.A., 'Thomas Chalmers and Urban Poverty', p.45）。
- 40) チャーマーズの伝記を著したジェームズ・ドッズは、チャーマーズの実験方法を、次の六点到に要約している。1. 自発的チャリティが限定された地域の中で組織される。結果的に、あらゆる義務的アセスメントは駆逐される。2. この自発的チャリティは、地域の教会との関わりにおいて、あるいは自発的な地域の諸協会という媒体を通じて施行される。3. 個々の管理されるエリアは、人口2千人を越えないこと。各エリアは、約80世帯か、400人から成る地区（proportions）に細別される。4. 各地区は、必要に応じ一人ないしは複数のエージェントに委託される。エージェントは可能な限り、自らが担当する地区に住むことが望ましい。5. エージェントは不断の視察義務がある。彼らは、担当地区の貧民と面識を持ち、申請を受け、案件を調査し、管理を行う委員会あるいは集合団体（the committee or aggregate body of management）に報告を行う。そのような委員や団体の忠告と指導を受けつつ、救済を拒むか、あるいはもっとも有利と思われる状況下で救済を行う。6. 真に必要で援助に値する貧民を識別し、有益に支援することを志操とする。また、ポーパリズムを減少させ、完全に消滅させることも目的である。さらに、勤勉、儉約、質素、つつましさ、世で立身するという素直な欲求、それに自らの能力に依拠する独立心、といった諸特質を、貧民の間に育ててやることも目的である。Dodds, J., *THOMAS CHALMERS*, pp.156-157.
- 41) スコットランド国教会（長老派）には、地域の精神的指導者として長老（presbyter, elder）が存在した。これにたいして信徒たちの非宗教的事柄を世話したのが、執事（deacon）であった。*O.E.D.*
- 42) 1823年の22人の執事による証言に基づけば、もっとも人口の少ない地区は240名、もっとも多い地区は506名から構成されていた。22地区を合計すると、8223人になる。平均して、各地区は約374名から構成されていたことになる。但し、残りの3地区については同証言に含まれていない。*Statement*, p.53.
- 43) 執事たちにevening collectionの少額な資金の使用しか認められていなかったのは、多額なday collectionへの接触を執事に認めれば、必ずそこに運営上の弛緩が生まれると考えられたからであった。
- 44) *Statement*, p.29.
- 45) *Ibid.*, p.30.
- 46) *Ibid.*, pp.30-31.
- 47) *Letter addressed to Campbell Nasmyth, Esq., dated December 2, 1819.* (Hanna, *Memoirs*, ii, p.300.)
- 48) Hanna, *Memoirs*, ii, p.302.
- 49) 基準を満たした一般的困窮者にも就労支援か一時的支援しか与えられない点を、改めて指摘しておく。あらゆる社会的

状況において多くの困窮者を作り出す要因は、病か不道德かのいずれかにしかない。そして病には支援が与えられるべきであり、不道德にはそれが与えられてはならないとチャーマーズは主張する (*Statement*, p.16)。またある執事は自らの経験を省みて、「ポーパリズムの大半は不道德に由来している」という。捨て子、主の逃亡、生活費を稼がない怠惰で不行跡な両親、をその主な例として挙げている (*Ibid.*, p.51)。

50) *Ibid.*, p.51, 執事の証言 No.20。

51) Chalmers, T., *Problems of Poverty*, p.330. [Works 所収。]

52) Hanna, *Memoirs*, ii, p.303.

53) チャーマーズが執事たちに与えた指導内容 (Hanna, *Memoirs*, ii, p.299) と、Chalmers, *Problems of Poverty*, p.326 を参照。

54) 執事たちがきわめて多く仕事の斡旋を行っていた事実については、執事たちの証言からも確認できる。 *Statement*, pp.31-54.

55) ここで、執事たちの申請者にたいする具体的な対応例を取りあげておくことは重要であろう。

* 申請者の労働力を喚起した例：両親を失った、六人兄弟の事例。年長の三人は賃金を得ていたが、年少の三人は労働が不可能なため、年長の兄弟たちは、年少の三人がタウン・ホスピタルで受け入れられるように申請を行った。この申請は、一家離散が三人の子供にもたらす害悪、子供たちを依存的貧民に落としめる不名誉を理由に却下された。そのかわりに、彼らが共に暮らすことを条件として、年四回の少額の支給が提起された。「彼らは賢明にもこの提案に快く従い、これに強く激励を受けた。結局年四回の支給は、二回しか申請されなかった」。

* 親類・近隣の支援を重視した例：ある地区で、二人の子供が両親に捨てられた。教区の基金から彼らに支援を与えれば、同様の犯罪を助長し、教区当局がそれに負担することにもなる。こうした理由から、このケースは支援されなかった。どうしようもなく、子供たちは隣人の手に委ねられ、執事たちはあらゆる努力を惜しまず逃亡した両親を追跡した。その結果、一方が見つかり、連れ戻された。

* 親類・近隣の支援を重視した例：老齢で無力な男が、教

区の支援を申請した。執事の調査により、裕福な近親の親類がいると確認された。執事は老人の現状を親戚に申し立て、彼らが嫌がることを強いて、身元を受け入れさせた。

(Hanna, *Memoirs*, ii, p.303-305.)

56) Hanna, *Memoirs*, ii, p.305.

57) *Statement*, p.49, 執事の証言 No.18。

58) このような執事の訪問と対比して、「冷淡な役人」は「申請以外には無知であり、可能ならば申請を却下するか、最低限度にまで給付額を切りつめる」方法をとるとハンナは批判する。Hanna, *Memoirs*, ii, p.306.

59) 執事の証言 No.4&5 を参照。 *Statement*, pp.37-38.

60) 具体的な支出額については、注32に示した通りである。

61) Brown, Stewart J., *Thomas Chalmers and the Godly Commonwealth in Scotland*, p.142; Cage, R.A. and Checkland, E.O.A., "Thomas Chalmers and Urban Poverty", p.50.

62) *Ibid.*, pp.53-54.

63) Colquhoun, P., *A Treatise On Indigence*, p.7.

64) 個人が困窮の状態に陥ってしまえば、集団の生産力が低下する。また、困窮に陥った個人とその家族への支援は、コミュニティの負担を増大させる。それゆえに、貧困から困窮への転落を防止することは、公的利益に適う措置であるとコフーンはいう。 *Ibid.*, p.9.

65) *Ibid.*, p.13.

66) チャドウィックは政府部門により、独立労働者からなる自由労働市場を確立しようと試みた。公的救済に依存する者は市場からの撤退を命じられ、ワークハウスに収容された。最下層の独立労働者の生活よりも快適にしてはならないという「劣等処遇の原則 (the principle of less eligibility)」の下でワークハウスは運営された。ここで貧民は規律ある生活を送り、独立の意志を回復し、市場へ復帰する、という循環が構想された。また救済申請は、自己申告制であったため、自ら市場に不適格と認めた者だけがワークハウスに収容された。このような救済を受けた貧民は、「ポーパリズムの烙印」を押されることになるため、救済申請は自ずと抑制されることになる。